

こ成母第276号  
令和5年10月3日

各  
都道府県  
市町村  
特別区  
母子保健主管部（局）長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長

「新生児聴覚検査の実施について」の一部改正について

新生児聴覚検査については、「新生児聴覚検査の実施について」（平成19年1月29日雇児母発第0129002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）により行われているところである。

今般、小児難聴の主要な原因の一つである先天性サイトメガロウイルス感染症について、

- ・ 医師主導治験の成果により、症候性先天性サイトメガロウイルス感染児に対して早期に抗ウイルス薬による治療を実施することにより、難聴の進行を抑制する新たな知見が示され、当該抗ウイルス薬が、症候性先天性サイトメガロウイルス感染症に対する治療薬として初めて保険適用されたこと
- ・ 関連する診療ガイドライン等において、新生児聴覚検査の確認検査でリファー（要再検）になった場合、生後21日以内に先天性サイトメガロウイルス感染症の検査を行うことが強く推奨されていること（別紙2参照）

を踏まえ、同通知の一部を別紙1新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたので通知する。

各都道府県におかれては、十分御了知の上、貴管内市区町村及び関係団体等に周知図られたい。

## 記

### ○改正の内容

- ・ 市町村は、新生児聴覚検査の受診結果を確認し、確認検査でリファー（要再検）となった児に対しても適切な指導援助を行うよう努めること
- ・ 市町村は、周知啓発に当たり、確認検査でリファー（要再検）となった児の保護者に対し、必要に応じて、先天性サイトメガロウイルス感染症の検査についての情報提供を行うことも考慮すること
- ・ 都道府県の協議会において、確認検査でリファー（要再検）となった児に対する先天性サイトメガロウイルス感染症の検査が強く推奨されていることを踏まえた対応についても協議すること
- ・ 別添1「医療機関における新生児聴覚検査に関する留意事項」において、検査を実施する医療機関は、新生児聴覚検査の確認検査でリファー（要再検）となったケースについて、先天性サイトメガロウイルス感染症の検査を遅滞なく実施できる体制を整える等の検査体制の整備や適切な対応を行うこと
- ・ 別添2「新生児聴覚検査の流れ」において、確認検査でリファー（要再検）となった場合、生後21日以内に先天性サイトメガロウイルス感染症の検査を実施することが推奨される旨を追記したこと